

第 10 の 2 特定小規模施設用自動火災報知設備の技術基準

1 受信機

受信機を設ける場合は、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号。以下「特小告示」という。）第 2 第 5 号の規定によるほか、第 10 自動火災報知設備 1 を準用すること。

2 警戒区域

警戒区域は、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号。以下「特小省令」という。）第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 特小省令第 3 条第 2 項第 1 号の規定により、特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、令第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定の例によることとなるため、2 の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが 50m 以下に限る。）とすることができるものであること。
- (2) 警戒区域は、第 10 自動火災報知設備 1 (2)を準用すること。

3 感知器

特小省令第 3 条第 2 項第 3 号及び特小告示第 2 第 1 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 感知器の設置を要する場所

感知器は、次に掲げる場所の天井の屋内に面する部分に、有效地に火災の発生を感知することができるよう設けること。ただし、床面積が 30 m²以下のアの場所に限り、壁に感知器を設けることができる。

ア 建基法第 2 条第 4 号に規定する居室及び床面積が 2 m²以上の収納室
イ 倉庫、機械室その他これらに類する室
ウ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシート及びパイプダクトその他これらに類するもの（次に掲げる防火対象物又はその部分の内部に設置されている場合に限る。）

- (ア) 特小省令第 2 条第 1 号イ及びロに掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第 1 (2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの
- (イ) 特小省令第 2 条第 1 号ハに掲げる防火対象物
- (ウ) 規則第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物
(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。)

- (イ) 警戒区域が 2 以上の防火対象物 ((ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。)
- エ より効率的・効果的に火災警報を伝達するため、設置義務のない用途やその部分にも連動できる感知器を設置すること。◆

■ 延べ面積が 300 m²未満の16項目の防火対象物の場合

 …特小自火報の設置義務がある部分  …特小自火報の設置義務がない部分

例 1 特定小規模施設が異なる用途の場合

屋外階段

	(2)項ニ (90 m ²) (令第 21 条第 1 項第 1 号)
	15項 (100 m ²) (令 21-非該当)
	(3)項ロ (100 m ²) (無窓階_令第 21 条第 1 項第 10 号)

例 2 特定小規模施設が同一用途の場合

屋外階段

	(2)項ニ (90 m ²) (令第 21 条第 1 項第 1 号)
	15項 (100 m ²) (令 21-非該当)
	(3)項ロ (100 m ²) (無窓階_令第 21 条第 1 項第 10 号)

例 3 平屋の場合

(6)項ロ (100 m ²) (令第 21 条第 1 項第 1 号)	15項 (100 m ²) (令第 21 条第 1 項第 1 号)	(6)項ロ (100 m ²) (令第 21 条第 1 項第 1 号)
--	--	--

(2) 感知器の選択

- ア 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。
- イ スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特小省令第 3 条第 2 項第 3 号の規定により有効に火災の発生を感知することができるよう設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が 65°C 以下で特種のものとする必要があること。
- ウ 感知器の選択は、第 10 自動火災報知設備 2(3)イを準用すること。ただし、特定小規模施設のうち政令別表第 1 (6)項ロ又はハに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、表 1 備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして、取り扱って差し支えないこと。
- エ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令

(昭和 56 年自治省令第 17 号) 第 8 条第 18 号ハに規定する火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器の火災警報は、警報音並びに火災である旨の情報及び火災の発生を感じた場所を周知する音声（音圧及び音色が、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるものに限る。）を組み合わせたものであること。火災の発生場所に関するメッセージとしては、火災を感じた階又は階段として足りるものであること。

なお、日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可能ですが、メッセージはできる限り短くすること。★

例：「ピー、ピー、ピー。3階で火事です。Fire、Fire.」

(3) 感知器の取り付け面の高さの取り扱いは、第 10 自動火災報知設備 2 を準用すること。

(4) 感知器の設置方法

ア 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下この(ア)及び(イ)において同じ。）又は壁の屋内に面する部分のいずれかの位置に設けること。（特小告示第 2 第 1 号(1)関係）

(ア) 壁又ははりから 0.4m 以上離れた天井の屋内に面する部分

(イ) 天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分

イ 煙感知器の設置方法は、天井又は壁の屋内に面する部分のいずれかの位置に設けること。（特小告示第 2 第 1 号(2)関係）

(ア) 壁又ははりから 0.6m 以上離れた天井の屋内に面する部分

(イ) 天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分

ウ 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から 0.4m（煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて規則第 23 条第 4 項第 3 号ロ及び第 7 号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき 1 個以上の個数を、火災を有效地に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。（特小告示第 2 第 1 号(3)関係）

(ア) 壁又ははりから 0.6m 以上離れた天井の屋内に面する部分

(イ) 天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分

エ 無線式感知器を設置する部分に電波を遮る耐火構造の防火区画、金属

製の間仕切壁、防音施設等がある場合は、事前に回線の受信状況を確認すること。

4 中継器

中継器は、特小告示第2第2号の規定によるほか、第10自動火災報知設備3を準用すること。

5 発信機

発信機は、特小告示第2第9号の規定によるほか、第10自動火災報知設備5を準用すること。

6 地区音響装置

地区音響装置は、特小告示第2第8号の規定によるほか、第10自動火災報知設備6を準用すること。

7 電源

常用電源及び非常電源は、特小告示第2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

(1) 常用電源

ア 自動火災報知設備の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところ、電力が正常に供給されていることを確認することができる場合にあっては、分電盤との間に開閉器が設けられていない一般の屋内配線からとることができるとか、一次電池を電源とすることができる。この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限値となった場合には、当該連動型感知器を交換するか、又は、電池を交換すること。

イ 交流低圧屋内幹線

自動火災報知設備の常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第10自動火災報知設備1(3)を準用すること。

ウ 蓄電池

自動火災報知設備の常用電源を蓄電池から供給する場合は、第10自動火災報知設備1(3)からクまでを準用すること。

(2) 非常電源

ア 受信機を設けない場合において、次のア又はイのいずれかに該当するときは、それぞれア又はイに定める電池を非常電源とすることができます。

(ア) 連動型感知器の電源に電池を用いる場合、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を72時間以上点

滅表示等により自動的に伝達した後、当該連動型感知器を 1 分間以上有効に作動することができるとき。

- (イ) 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合、当該電源が停電した後、連動型感知器を 10 分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。

イ 受信機を設ける場合は、第 10 自動火災報知設備 1(4)を準用すること。

8 配線

配線は、特小告示第 2 第 3 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 特小告示第 2 第 3 号の規定する「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる措置」とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に、電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。なお、従来どおり送り配線の方式でも構わないこと。
- (2) 第 10 自動火災報知設備 4 を準用すること。

9 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備は、特小告示第 2 第 4 号の規定によるほか、第 10 自動火災報知設備 14 を準用すること。